

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第69号）」

【ベースアップ評価料の抜粋（調剤報酬点数表）】

第5節 その他

区分

40 調剤ベースアップ評価料

4点

- 注1 当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付1回につき、所定点数を算定する。
- 2 令和9年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。